**データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託**

**企画提案実施要領**

１．企画提案を求める業務の概要

（１）業務名

　　　データを活用した観光マーケティング推進事業業務

（２）業務期間

　　　契約締結の日から令和８年３月２７日（金）まで

（３）実施主体（発注者）

　　　北海道登別市

（４）背景及び目的等

令和６年度は観光振興ビジョン策定の基礎となる情報集積として、ビッグデータ等を活用したマーケティング事業を実施したほか、「登別の観光を考える勉強会」を開催し、観光事業者や市民とともに登別観光の現状や課題を把握した。

前年度の事業結果を踏まえ、今後の登別観光の目指す姿を協議するとともに、引き続き、データを活用したマーケティング事業を実施し、観光客受入環境の整備を目指すなど、持続可能な観光地の指針となる観光振興ビジョンの策定することを目的とする。

（５）提案を求める理由

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できない業者が選定される恐れがあり、業務遂行にあたり高度な知識や経験が必要とされることから、広く企画を募集し、受託事業者を選定することが効果的な事業実施に繋がると考えられるため。

（６）提案限度額

　　　本業務に係る委託金額の限度額は４，４００千円（消費税及び地方消費税を含む）

（７）業務内容

　　　別添「データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（８）スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 時期 |
| 1. 企画提案実施周知 | 令和７年６月１８日（水） |
| 1. 質問書受付 | 令和７年６月１８日（水）～令和７年６月２５日（水） |
| 1. 質問への回答 | 令和７年６月２７日（金） |
| 1. 参加申込書の受付 | 令和７年６月１８日（水）～令和７年７月４日（金） |
| 1. 参加資格・書類確認 | 令和７年７月７日（月） |
| 1. ヒアリング実施に関する通知 | 令和７年７月８日（火） |
| 1. ヒアリング実施日 | 令和７年７月１５日（火） |
| 1. 審査結果の通知 | 令和７年７月１６日（水） |

２．企画提案への参加資格

（１）登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿（令和７年度）の登録事業者で、かつ当該業務に対応できる業種に登録している事業者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）提出書類の提出期限において、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等の規

定に基づく、更生又は再生手続をしていない者であること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

（６）参加資格の有無確認基準日は令和７年７月７日（月）とする。なお、参加資格がある事業者が基準日以降に参加資格を欠くこととなった場合は、失格とする。

（７）本業務と類似する業務を過去に実施していること。

３．質問及び回答

（１）質問方法

本業務に係る質問がある場合は、所定の質問書（様式６）に質問の要旨を簡潔に記載し、電子メールで送信すること。また、送信後は電話にて受信確認を行うこと。

（２）受付期間

令和７年６月１８日（水）から令和７年６月２５日（水）まで

（３）電子メール送信先

登別市観光経済部観光振興グループ（spa@city.noboribetsu.lg.jp）

（４）回答方法

　　　質問要旨及び回答をまとめ、令和７年６月２７日（金）を目途に登別市公式ウェブサイトにて掲載する。

４．参加申込書等の提出方法

（１）提出書類

　　　参加を希望する者は、次のア～オの書類を提出すること。

ア　参加申込書（様式１）

　　イ　企画提案書（様式２）

　　ウ　参考見積書（様式３）

　　エ　業務実施体制表（様式４）

　　オ　類似業務実績表（様式５）

（２）提出期間

　　　令和７年６月１８日（水）から令和７年７月４日（金）まで

（３）提出方法

郵送（令和７年７月４日（金）必着）又は電子メールにより提出すること。

ア　郵送の場合は提出書類をデータ保存したＤＶＤ等（ワード、ＰＤＦ形式のいずれか）１部と原本１部を一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより郵送すること。

イ　電子メールの場合は提出書類を送信後に電話にて受信確認を行うこと。

（提出書類のデータはパスワードを設定し、別途電子メールでパスワードのみ送信すること。）

（４）提出先

〒０５９－００１２

登別市中央町４丁目１１番地

登別中央ショッピングセンター　アーニス２階

登別市観光経済部観光振興グループ（spa@city.noboribetsu.lg.jp）

５．企画提案の辞退

参加申込書等の提出後において、本業務に係る企画提案を辞退する場合は、ヒアリング日の前日ま

でに辞退届（様式７）を郵送又は電子メール（ワード、ＰＤＦ形式のいずれか）により提出すること。

※　提出先は「４．参加申込書等の提出方法」の（４）に同じ。

６．審査方法

登別市関係部局の職員等で組織する審査委員会を設置し、別に定める評価基準表に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に交渉順位を定める。なお、参加事業者が１社のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行う。

（１）審査基準

別添「データを活用した観光マーケティング推進事業業務委託企画提案評価基準表」のとおり

（２）書類確認

ア　確認方法

　　提出書類の内容確認を行う。

イ　確認期間（予定）

　　令和７年７月７日（月）

（３）ヒアリング

ア　実施方法

ヒアリングにより、企画提案内容、取組意欲及び履行能力等を評価する。

なお、ヒアリングには、主として本業務に従事することを予定する者（３名以内）が出席すること。ヒアリングに対する回答は、企画提案書の内容を逸脱しないこととする。

イ　実施日時（予定）

　　令和７年７月１５日（火）

※　ヒアリングの日時等詳細については、別途通知する。

（４）審査結果の通知

　　　ア　通知方法

　　　　　全参加事業者に対して、書面又は電子メールで通知する。

　　　イ　通知日（予定）

令和７年７月１６日（水）

（５）見積合わせ及び契約の締結

契約交渉順位が第１位の事業者と協議を行い、見積合わせ等所定の手続きを経て委託契約を締結する。辞退等の理由により、契約交渉順位が第１位に選定された事業者と契約を締結できない場合は、次順位の契約交渉順位事業者を委託契約締結候補事業者とする。

また、契約交渉を行う事業者は、原則、合計評価点が300点以上（審査委員５名各100満点）の事業者とし、それに満たない事業者は、契約交渉順位が第１位であったとしても交渉を行わない。

７．その他

（１）本業務に係る企画提案に要する諸経費等は、参加事業者の負担とする。

（２）次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

　　　ア　提出期限を過ぎて提出された場合

　　　イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　　ウ　その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合

（３）提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

　　　ア　提出書類は返却しない。

　　　イ　提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

　　　ウ　提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

　　　エ　提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

（４）異議申し立ては、参加申込書を提出した後にはできない。

８．問合せ・連絡先

　　登別市観光経済部観光振興グループ

担当：茂木、工藤

〒０５９－００１２

登別市中央町４丁目１１番地　登別中央ショッピングセンター　アーニス２階

　　電　話：０１４３－８３－５３０１

メール：spa@city.noboribetsu.lg.jp